

三、農政政策 四、財政整理五、小田原防衛隊 六、失業救済対策 七、政治的自由権 九、他種政策 十、賠償金制度

俸給者保護法制定の件

理 由 小池 四郎 俸給者の保護法制定の件 俸給者の保護法制定の件 俸給者の保護法制定の件

俸給者保護法草案

第十二條 業務上の原因で生ずる傷病を蒙る俸給者若しくはその遺族に對し、一、俸給の停止を至りたる時は、俸給者は本人に對し、少くとも同一月分を以て支給すべし。 第十三條 俸給者若しくはその遺族に對し、一、俸給の停止を至りたる時は、俸給者は本人に對し、少くとも同一月分を以て支給すべし。

第十四條 俸給者若しくはその遺族に對し、一、俸給の停止を至りたる時は、俸給者は本人に對し、少くとも同一月分を以て支給すべし。 第十五條 俸給者若しくはその遺族に對し、一、俸給の停止を至りたる時は、俸給者は本人に對し、少くとも同一月分を以て支給すべし。

第十六條 俸給者若しくはその遺族に對し、一、俸給の停止を至りたる時は、俸給者は本人に對し、少くとも同一月分を以て支給すべし。 第十七條 俸給者若しくはその遺族に對し、一、俸給の停止を至りたる時は、俸給者は本人に對し、少くとも同一月分を以て支給すべし。

第十八條 俸給者若しくはその遺族に對し、一、俸給の停止を至りたる時は、俸給者は本人に對し、少くとも同一月分を以て支給すべし。 第十九條 俸給者若しくはその遺族に對し、一、俸給の停止を至りたる時は、俸給者は本人に對し、少くとも同一月分を以て支給すべし。

第二十條 俸給者若しくはその遺族に對し、一、俸給の停止を至りたる時は、俸給者は本人に對し、少くとも同一月分を以て支給すべし。 第二十一條 俸給者若しくはその遺族に對し、一、俸給の停止を至りたる時は、俸給者は本人に對し、少くとも同一月分を以て支給すべし。

第二十二條 俸給者若しくはその遺族に對し、一、俸給の停止を至りたる時は、俸給者は本人に對し、少くとも同一月分を以て支給すべし。 第二十三條 俸給者若しくはその遺族に對し、一、俸給の停止を至りたる時は、俸給者は本人に對し、少くとも同一月分を以て支給すべし。

第二十四條 俸給者若しくはその遺族に對し、一、俸給の停止を至りたる時は、俸給者は本人に對し、少くとも同一月分を以て支給すべし。 第二十五條 俸給者若しくはその遺族に對し、一、俸給の停止を至りたる時は、俸給者は本人に對し、少くとも同一月分を以て支給すべし。

第二十六條 俸給者若しくはその遺族に對し、一、俸給の停止を至りたる時は、俸給者は本人に對し、少くとも同一月分を以て支給すべし。 第二十七條 俸給者若しくはその遺族に對し、一、俸給の停止を至りたる時は、俸給者は本人に對し、少くとも同一月分を以て支給すべし。

第二十八條 俸給者若しくはその遺族に對し、一、俸給の停止を至りたる時は、俸給者は本人に對し、少くとも同一月分を以て支給すべし。 第二十九條 俸給者若しくはその遺族に對し、一、俸給の停止を至りたる時は、俸給者は本人に對し、少くとも同一月分を以て支給すべし。